ＳＤＧｓおおたスカイパートナー認定制度実施要綱

令和６年８月15日

６企企発第１０３９７号区長決定

（目的）

第１条　この要綱は、ＳＤＧｓおおたスカイパートナー認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　事業者　大田区内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等の事業所を有し、区内において事業活動を行う法人、個人事業主又は団体をいう。

(２)　ＳＤＧｓ　平成２７年（２０１５年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

　（趣旨）

第３条　認定制度は、ＳＤＧｓの理念を尊重し、達成に向けて取り組む事業者を「見える化」することで、更なる取組の推進を促し、公民一体となってＳＤＧｓを推進することにより、持続可能な地域社会の実現を目指すものである。

　（申請要件）

第４条　認定制度の対象となる事業者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(１)　法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税）の滞納がないこと。

(２)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団その他反社会的団体ではない、又はこれらとは関係していないこと。

(３)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当又は類似する事業者その他区長が公序良俗に反すると認める事業者ではないこと。

(４)　申請時から過去３年間に亘って、事業又は活動に関して法令等に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けていないこと。

(５)　認定制度の申請内容に虚偽記載があった場合は、認定が取り消される場合があることを承諾すること。

(６)　ＳＤＧｓおおたスカイパートナーに認定された場合、第１４条に規定する事項が区のホームページ、ＳＮＳ等において公表されることを承諾すること。

(７)　その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

　（ＳＤＧｓおおたスカイパートナーの申請）

第５条　認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、区長が定める期間内に、次に掲げる様式等を提出することにより区長に申請するものとする。

(１)　 ＳＤＧｓおおたスカイパートナー申請書（第１号様式）

(２)　 ＳＤＧｓおおたスカイパートナー宣言書（第２号様式）

（３） その他区長が必要と認める書類

　（認定基準）

第６条　ＳＤＧｓおおたスカイパートナーの認定は、提出されたＳＤＧｓおおたスカイパートナー申請書、ＳＤＧｓおおたスカイパートナー宣言書その他区長が必要と認める書類に基づき、ＳＤＧｓの達成に向けて取り組む意思を区長が確認することにより行うものとする。

（認定の通知）

第７条　区長は、認定の可否を決定したときは、申請事業者に対し、その結果を通知するものとする。

２　区長は、ＳＤＧｓおおたスカイパートナーに認定した事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、ＳＤＧｓおおたスカイパートナー認定証（第３号様式）を交付するものとする。

（認定の有効期間）

第８条　認定の有効期間は、認定日から起算して３年間とする。

（認定の更新）

第９条　前条の規定により認定の有効期間が満了する場合において、継続して認定を受けようとする認定事業者は、第５条に定める様式等を、区長が定める期間内に提出することにより区長に申請しなければならない。

２　第６条から第８条の規定は、前項による認定の更新について準用する。

（認定の変更）

第１０条　認定事業者は、認定の期間内に申請内容に変更があった場合は、次に掲げる様式等を提出することにより区長に届け出なければならない。ただし、区長が認める軽微な変更の場合は除くこととする。

(１)　 ＳＤＧｓおおたスカイパートナー変更届出書（第４号様式）

(２)　 第５条各号に掲げる書類のうち、変更があった書類

(３)　 その他区長が必要と認める書類

（認定の辞退）

第１１条　認定事業者は、第４条に規定する要件を満たさなくなったとき又は認定を継続する意思がないときは、ＳＤＧｓおおたスカイパートナー辞退届出書（第５号様式）により区長に届け出るとともに、ＳＤＧｓおおたスカイパートナー認定証（第３号様式）を区長に返還しなければならない。

（認定の取消）

第１２条　区長は、認定事業者が第４条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は認定事業者として適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

（申請事業者及び認定事業者に対する調査等）

第１３条　区長は、第４条から第６条、第９条及び第１０条の規定による申請の内容確認のため、必要に応じて申請事業者又は認定事業者に対し、聞き取り及び現地調査を実施するほか、書類等の提出を求めることができるものとする。

（公表）

第１４条　区長は、認定事業者について、事業者概要、事業者ロゴ、認定の事実、取組状況等を公表することができるものとする。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が定める。

　　　付　則

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。